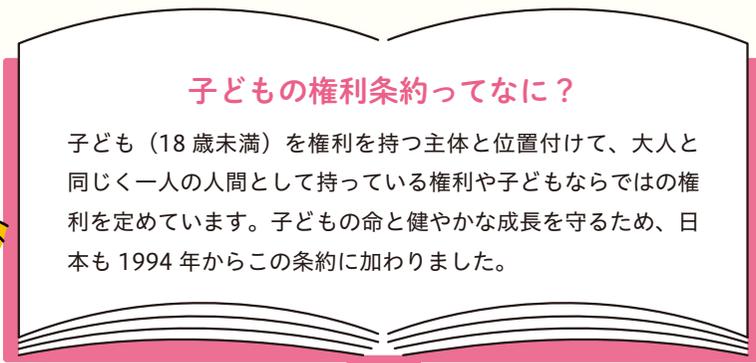


進行中！

子どもの権利に関する条例の検討を行っています

ユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界中の国々が協力して作成した「子どもの権利条約」に定められた子どもの権利の理念に基づき、武蔵野市においても子どもの尊厳と権利が尊重されるように、「子どもの権利に関する条例」の制定に向けて準備を進めています。



子どもの権利条約ってなに？

子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と位置付けて、大人と同じく一人の人間として持っている権利や子どもならではの権利を定めています。子どもの命と健やかな成長を守るため、日本も1994年からこの条約に加わりました。

子どもの権利条約の4つの原則

1 命を守られ
成長できること

2 子どもにとって
最もよいこと

3 意見を表明し
参加できること

4 差別のないこと

子どもに関することが行われるときは、「子どもにとって最もよいこと」を第一に考えるということ。

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること。

「武蔵野市子どもの権利に関する条例」の制定を目指して

令和2年10月

▶ 庁内の関係部署が集まっての検討会議を開始

令和3年5月

▶ 有識者などの専門家も参加する武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を設置

令和4年度上半期

▶ 条例検討の中間報告についてパブリックコメントを実施予定

令和4年度下半期～

▶ 条例案の完成、議会への条例制定議案の提出予定



条例づくりに中高生世代が参加しています！

中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」の実行委員15名が条例づくりの検討に参加しています。「Teens ムサカツ」は、未来を担う若者世代が市政などに関心を持ち、市の施策に関する理解を深め、次世代に向けた事業についての提言をするなど、中高生世代の意見を施策の参考にすることを目的とした事業です。令和4年3月29日には、今年度の集大成となるワークショップを開催する予定です。

小・中・高生世代の皆さんへ

ぜひ、子どもの権利に関するアンケートにご協力ください！



回答期限：10月20日